

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	－ (－)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	西予市 (382141)
地域名 (地域内農業集落名)	多田地区 (久保、信里、東多田、瀬戸、河内、伊延東、伊延西、岡山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	129 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	129 ha
② 田の面積	123 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	－ ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区では基盤整備に関して積極的でない中、担い手・後継者が不足している中でも、人・農地プランで位置付けた中心経営体である認定農業者等が中心に、休耕田、耕作放棄地を増やさないう、稲作等を継続している。このような現状の中で、作業効率の向上、規模拡大を図るには、農地の集積・集約化、入作等による新たな受け手の確保が必要。

条件が良い農地については、受け手はすぐに見つかるが、狭小や車が通れる農道が整備されていない等条件が悪い農地については、受け手が見つからないため、当面は地域計画の目標地図に位置付けた当地域内の農業を担う者が耕作を行っているエリアを中心に稲作等を継続していく。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

県下有数の穀倉地帯として知られる宇和町では、広い水田を生かした米づくりと施設園芸(イチゴ・ブドウ・花き等)が展開されている。

その中で、当地区においては、新規就農者の確保・育成や集落営農を含めた担い手の掘り起こしに取り組むとともに、集落営農組織を中心とした農地の効率的な利用を推進するため、農地流動化委員会にて耕作放棄地の解消、農地利用集積化に向けた検討を行い、地域営農の生産構造再編と生産拡大を図る。

しかし、担い手、後継者が不足しているため、当面は、休耕田、耕作放棄地を増やさないう、地域計画の目標地図に位置付けた当地域内の農業を担う者が耕作を行っているエリアを中心に稲作を継続していく。(これまでの人・農地プランにおける農地の集約化に関する当地域の方針を継承する。)

このほか、大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化(コンバインによる作業労力の軽減、無人ヘリによる水稻の共同防除)による作業効率の向上、規模拡大を図るため、宇和町内近隣地域からの入作等による新たな受け手の確保により、集積・集約化を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
目標地図に位置づけられる担い手への農地の集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40%	将来の目標とする集積率	60%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農業委員・農地最適化推進委員の協力を得て、担い手の意向を確認しながら集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地流動化委員会及び農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも促進することにより、耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。なお、これらの取り組みについては、地域の合意形成を図りながら農業委員会や農業協同組合、土地改良区などの関係機関と連携・調整を図りつつ実施する。
このほか、西予市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地流動化委員会を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯圃の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市や県(西予農業指導班)、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業をしやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。									
③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。									
④西予市農業再生協議会「西予市水田収益力強化ビジョン」で掲げる畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標に沿って、農家の省力化及び収益増加を図る。									
⑦農地流動化委員会が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
				別紙のとおり		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	該当なし	うち計画同意者数(人・%)	
-------------	------	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。